

## 平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会

### 第 4 回会議要旨

#### <開催日>

平成 24 年 7 月 13 日（金）

#### <場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

#### <出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（3 名）

山崎行政管理課長、担当 2 名

説明者（6 名）

計画事業 42「建築物の耐震性強化」、45「木造住宅密集地区整備促進」、

109「旧四谷第三小学校の有効活用」、

83「歌舞伎町地区のまちづくり推進」、

62「交通バリアフリーの整備推進」、

63「新宿駅周辺地区の整備推進」、

64「高田馬場駅周辺の整備推進」

地域整備課長、特命プロジェクト推進課長、企画政策課長、景観と地区計画課長、

都市計画課長、道路課長

#### <開会>

#### 1 計画事業ヒアリングの実施

##### 【部会長】

おはようございます。外部評価委員会の第1部会を開催したいと思います。

本日は、前回に引き続き、ヒアリングを実施したいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けております。第1部会のテーマは、まちづくり、環境、みどりです。

##### 〈委員紹介〉

今回は、実行計画の最終年度の評価となりますけれども、計画事業の内容を初めて目にするということをございまして、できるだけ多くの事業をヒアリングしたいということで、今回、お忙しい中、ご出席をお願いいたしました。

本日は、一つの事業につき、概ね20分の想定でヒアリングを行いたいと思います。前半7～8分程度で事業の概要をご説明いただきまして、その後各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もございます。

それでは、まず計画42番「建築物の耐震性向上」の事業からご説明をお願いしたいと思います。

**【説明者】**

この事業の目的は、建築物の耐震化の促進ということで、市街地の防災性の向上、災害に強い安全なまちづくりを目指すということです。新築建築物における耐震工事の中間及び完了検査の的確な実施や、既存建築物の維持管理状況に関する定期報告による安全・安心な建物づくりを促進しますということで、特に建築物の耐震化を促進することについて、ご説明をします。

平成23年度の主な実施内容は、木造住宅及び非木造住宅の耐震診断等への経費の助成。それから、木造住宅の耐震補強工事及び耐震シェルター等設置。ブロック塀撤去に要する経費の助成。それから積極的に地域に入り耐震化を進めるためのモデル地区事業です。

パンフレットを一般の方々にお配りすることにより、主に昭和56年以前に建てられた建物について、耐震性診断、補強設計、その設計に基づく強化工事の助成を行っているものです。

なぜ昭和56年かといいますと、昭和56年に建築基準法の大改正がございまして、昭和56年以降は非常に厳しい耐震性能を持つことが義務づけられるようになっております。昭和56年以前は、耐震性の基準が現在のものよりも、かなり緩いものとなっています。

3.11の震災、阪神・淡路の大震災などの状況を見て、3.11は津波による死者がほとんどでしたが、阪神・淡路につきましては、家がつぶれるということによって亡くなられた方がほとんどです。概ね約8割の方が圧死ということです。それ以外の方の中で、焼死の方もいらっしゃいましたけれども、これは建物が壊れたがゆえに、移動ができなくなって火が回って亡くなってしまったというような状況です。

それに対抗するために、新宿区としては、昭和56年以前の建物に関し、耐震性能を診断して、往々にして現在の基準からは多く不足しているわけですが、その不足している部分について、強度を増加することによって、潰れないで済む家づくりを実施していく。それにより、今ある建物を大きく取り壊したり、新築したりすることなく、現状のまま安心して住めるようになるということです。

ただし、それだけでは、全部のケースに対応できないこともございますので、体一つだけは守るといようなフレームのついているベッドなどを用意して、これを導入することによって、地震で建物が崩れたとしても、そのベッドだけは守られるといようなこともやっているところ です。

成果につきましては、非常に高い成果を得ており、20年度から23年度につきましては、概ね100%に近い数字が出ております。

平成23年度につきましては、3.11の震災があったということもありまして、137%という、

非常に高い目標達成率で、途中で補正予算を組むというようなこともやってきた次第です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして、ご質問ありましたらお願いいたします。

**【委員】**

件数の100件、50件という目標値の定め方は、どこから算出したのですか。

**【説明者】**

これにつきましては、昭和56年以前に建てられた建物を、概ね区内全体を見て、それを均等配分して算出しております。ただし、これは概算数値になりますので、きちんとした根拠があってというよりは、建築指導課で持っている過去の資料などを調べた上で、一律に振り分けているということです。

**【委員】**

その総数はどのくらいあったのですか。

**【説明者】**

約2万件です。

**【委員】**

目標値は20年度が50件、21年度以降は100件になっており、2万件にはほど遠いような感じがしますけれども、これはどのような考えからですか。

**【説明者】**

この2万件のうち、かなりのものが建築基準法の第42条に合致しないような建物でした。建築基準法第42条により、建物は道路に面していることが義務づけられていますが、道路に建築物が面していないようなものは違法建築物ですので、補助の対象等として考えてこなかったということです。

ただし、本年度7月1日から建築基準法第42条に合致しないような建物に対しても、一定の補強、又は将来的な建築基準法に準拠した建物に変えていただくというお約束をいただくことによって、半額の補助を出すことに制度改正をしたところです。

**【委員】**

一方で違反建築をだめと言いながら、片方では違反建築でも出す矛盾は考えられていますか。

**【説明者】**

違反建築物をなくすための努力は、建築調整課で実施しておりまして、道路に接するように改築をすること、又は道路に建物の一部が出ている場合には、それを切り取ることも実施しております。しかし、近年の報告によりますと、首都直下地震が4年以内に70%の確率で起こるというような喫緊の状況を鑑みるに、まずは生命の維持と保護と、区民の生命・財産の保護ということを考えまして、額は半額ではありますが補強の窓口をつくったということです。

補強の窓口をつくることによりまして、その建物の違法性について認識をしていただくと同時に、次の建替えが間もなく迫ってくる状況ですので、建替えのときの適法化を促すことも含

めて、踏み込んだ状況です。

【部会長】

同じ内容の質問になりますけれども、昭和56年以前の建物が2万件あり、先程均等配分をして目標値を50件、100件にしたとおっしゃっていました。何年度から何年度までを均等にされて、この数値になったのかを教えてくださいませんか。

【説明者】

平成18年度から平成27年度までに、1,000件を強化し耐震化率を上げようと考えました。それを上げることによって、約90%の建物が阪神・淡路クラスの建物にも耐えられるようになります。1,000件を10年で割りまして100件という値を出しております。

【部会長】

2万件のうち1,000件。

【説明者】

はい。残り1割につきましては、先程申し上げたとおり、違法建築物など、当初の考え方から外れるような建物が多く占めている状況ということです。

【部会長】

2万件で1,000件というと1万9,000件は残っているわけですね。

【説明者】

そうです。あと、自然更新で、自分で建替える方もいらっしゃいますので。

【委員】

そうすると2万件の内訳は、どのように分析していらっしゃるのですか。

【説明者】

平成18年度末の段階では、総戸数18万戸。そのうち、耐震化が済んでいるものが15万戸、耐震化が済んでいないものが2万9,000戸。自然更新、つまり建替えによって、平成27年度末には、耐震化されている建物が16万9,000戸に増え、耐震化が済んでいないものが1万9,000戸、約2万戸になるであろうと考えました。区としては、その2万戸のうちの5%、1,000戸に対して補強をする。そうすることによって、新宿区にある全体戸数18万9,000戸のうち9割の建物が、耐震性が十分なものになると判断しています。

先程申し上げましたとおり、阪神・淡路で亡くなられた方の約8割が建物の圧死ですから、8割以上耐震性を持たせれば、かなりの方が圧死により亡くなることは無くなるということです。

【委員】

数字のレトリックですね。

【委員】

総戸数18万9,000戸の90%ですね。

【説明者】

レトリックと言われれば、そのとおりです。

ただし、先程も申し上げたとおり、亡くなった方の8割が圧死ということであるならば、8割

を補強することによって、かなりの圧死の率が減るであろうと考えているということです。

お金がいくらでもあれば、全部やりたいところではありますが、お金がいくらでもあるわけでは決してございませんので、私どもとしても、一定の率を目標にしているところです。

【委員】

そうすると、残りの1万8,900戸、これについては、自然更新も含めて、もう少し縮むだろうということも期待としてはあるということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

耐震がない木造の建物に対しては、こちらから建替や補強をアプローチしていらっしゃるのですか。

【説明者】

平成21年度までは、申請された方に対して補助制度をしていました。平成22年度、平成23年度につきましては、この方針を一部改めまして、倒壊危険度が5という地区が何カ所かありますので、そこに対してアプローチをかけていくことにしています。

本年度から4カ年度を使いまして、倒壊危険度4のところに対しても、強化した方がいいですよという働きかけをさせていただく方向になっております。

【委員】

危険な所は決まってくると思うので、そこからやられた方がいいのかなと思ってお聞きしました。

【部会長】

危険度4のところまで普及活動をしていくことが第二次実行計画の計画事業ですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

第二次実行計画で経常事業に移行するのは、中間・完了検査ですね。

【説明者】

それは建築指導課が所管になります。旧来は建築をする際の申請行為は、全て行政がやっておりましたが、今はほとんど民間が受け付けております。

そのため、その受け付けの部分よりも中間の検査の部分、しっかり施工がされているかどうかという部分に力を注ぐ方向へと方向転換をしている状況ですので、計画事業というよりは、一般的に日常的にやるべき事業という判断があるものと思っております。

【部会長】

それは今年度からのことであって、この過去4年間については、計画事業の中に盛り込まれていたということですね。

【説明者】

はい、そうです。

【部会長】

指標2の中間検査受験率の実績を見ますと、100%になっていないのですけれども、この数%については、民間が許可、確認をしたものということでしょうか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

100%になっていない理由というのは、

【説明者】

中間検査を受けなくても、家としては使えます。ローンを組むときには、中間検査、それから建築済証と呼ばれる証明書がないとローンは組めないのですが、ローンを組まなくて済む方は、中間検査を受けなくても別に困りはしない。設計のときにきちんとやっていれば困らないので、そういう部分が残ってしまうということが9割の原因だと、私は理解しています。

【部会長】

わかりました。他にございますか。

【委員】

今年もモデル地区というのはあるのですか。

【説明者】

はい。第二次実行計画4年間で15カ所をモデル地区とし、アウトリーチをかけることになっています。

【委員】

モデル地区は危ない地区だから、公表はしないのでしょうか。

【説明者】

新宿区では、既に総合危険度、倒壊危険度、火災危険度が1から5までのランク分けをして、全ての町丁目につきまして公表しています。

【委員】

それは、危機管理の方でやっているのですか。

【説明者】

都市計画部の方で公表しております。

【部会長】

15カ所は危険度4ですか。

【説明者】

危険度4です。

【部会長】

ちなみに、5はいくつあったのですか。

【説明者】

倒壊危険度が4カ所、総合危険度が3カ所。単純に足すと7カ所ですが、うち1カ所は重なっています。もう1カ所は、木造密集事業という別な事業が入っています。

**【部会長】**

ありがとうございました。

では引き続き、その次の45番の事業につきまして、ご説明をお願いいたします。

**【説明者】**

45番「木造住宅密集地区整備促進」事業です。

若葉・須賀町地区におきまして、都市計画の手法を用いまして、住宅の建替えや共同化を促進するとともに、道路の拡幅などを計画しております。防災性の向上と住環境の改善ということですが、先程申し上げました、倒壊危険度、並びに総合危険度、いずれも若葉3丁目地区は5とになっておりまして、東京都内5,500町丁目の中でワースト2位、2番目に危険な地区に位置づけられております。

ここにおきまして、都市計画手法により、壁面線を下げることによって道路を拡幅する、崖に挟まれた地域になっておりますので、崖から建物を離すようにしての共同建替え、道路に面している建物と、道路に面していない建物とを一体の建物として建替えることによって強度を増す、防火性を上げる、道路を広げるというようなことを実施しているところです。

指標としては、道路の用地等の買収面積、密集地区の整備促進を設定しています。

道路の整備につきましては、平成20年度から23年度まで概ね100%に近い数字になっていますが、戸数につきましては、そこに住んでいらっしゃる方が全員同意をしなければならないということがありまして、なかなか上がっていかない傾向があり、62%と、残念ながらあまり高い率になっていない状況です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ただ今のご説明について、ご質問ありますか。

**【委員】**

この実績の戸数、ずっと121が実績ですけれども、この努力はどこでしているのですか。

**【説明者】**

私どもの木造密集担当が一軒一軒回って、その一固まりの地区で、「建替えをしませんか」という呼びかけをします。そうしますと、多くの方は呼びかけに応じて「考えましょう」、「検討を進めましょう」とおっしゃっていただけるのですが、全員同意型ですので、一人でも「まだいいよ」、「そんなつもりない」と言われてしまうと実施できない。

それと、もう一つ重要なことは、ここは底地を持っていらっしゃる方と、建物を持っていらっしゃる方、つまり借地ですね。借地人と土地の所有者とが違うケースがあります。土地の所有者にとってメリットがあるような建替えでない、なかなか事業が進んでいかないというジレンマがあります。

**【部会長】**

指標の1、道路用地等の買収ですけれども、どこの部分の道路を買収するのですか。

【説明者】

例えば、お配りしたパンフレットに新しく建て替わった若葉3の2の地区の姿というところがございます。この右上の写真の下隅、ここの部分を2mほどを購入させていただきました。延長が約10mだったと記憶しております。

【部会長】

そうすると4mが6mに。

【説明者】

片側買収ですので6mになります。その向かい側も買うと8mになる。

【部会長】

全体像としては、権利者は195いるところを一つの建物に収めたいということですね。

【説明者】

一つの建物というより、この若葉通りに面していない建物を、面している建物と一緒に建替えをする。町丁目でいうと、例えば2丁目11番地の中にある8軒を一体として建替えたい。それから、3丁目8番地にある建物を、一体として建替えることによって、道路に面した建物にしていくということです。

【部会長】

いくつか分棟になるということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

この目標195は、全部含めての戸数ということですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

ちなみにもう、うまくいったところは何軒あるのですか。

【説明者】

6軒です。

【部会長】

121の中の6軒の人は、こういう形のところに、もう住み替えているということですね。

【説明者】

そういうことです。

【部会長】

この121というのは。

【説明者】

個別建替えも含んでいます。指標2は、あくまでも建替え促進ということですので、共同建



で替えも含んだ建替えということで121という数字を上げているという次第です。

【部会長】

ということは、共同建替えしなくても済む人がいて、その方が建て替わった分も入っている。

【説明者】

はい、そうです。

【部会長】

それは121のうちのどのくらいですか。

【説明者】

約60戸が個別の建替えです。60戸の建物は、個別で建替えをしたのですが、残り60戸の建物が、10戸一固まりになって共同建替えをした。10戸一固まりになってきて、それが6棟になったということです。

【部会長】

そうすると、あと残っている74戸のうち、個別の建替えでいけそうなところは、何戸かあるのでしょうか。

【説明者】

私どもは共同建替えをお願いしていますので、どれぐらい戸別建替えができるかということについては把握していません。

【部会長】

個別の建替えができるということは、道路に接道しているということですか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

第二次実行計画は、引き続き計画事業でやっていくということですね。

【説明者】

はい。現在、3地区で働きかけを行っておりまして、まとまる機運がかなり高まっているというのでしょうか。

【部会長】

そうですか。3地区だと、おおよそ30戸くらいですか。

【説明者】

そうです。おおよそ30棟です。おおよそ30棟が減るということです。

【部会長】

自己評価として達成度が低くて、計画以下と評価なさったわけですね。

【説明者】

はい。これは、私どもの努力不足というところは否めないと思います。

ただし、先程申し上げましたとおり、全員同意型という足かせがあり、なかなか再開発事業のような強制力を持ったものではございませんので、そういうところでは制度理解をより深め

ていくという意味で、こういう評価をさせていただきました。

**【部会長】**

この事業、この20年度より以前からやっていますよね。

**【説明者】**

やっています。

**【部会長】**

6棟というのは、私の感覚からすると、よくここまで来たなと思います。

**【委員】**

すごく大変だと思います。地権者、借地、借家といろいろなパターンがあります。一つ一つの土地の面積はどのぐらいですか。

**【説明者】**

大体30坪ぐらいが標準的な土地の持ち主の方の土地です。

**【部会長】**

30坪という土地は、東京にたくさんあるような気がするのですが、それで接道がないということでワースト2位ということですか。

**【説明者】**

そうです。建築基準法の中でも、法律がどんどん変わっていく中で、接道の基準が今と違っていています。表通りに面していられる方は問題ないのですが、その一本裏に路地から入ると、そういう建物が結構ありまして、そこが課題となるということです。

**【部会長】**

ここは江戸時代からの近世のまちですか。

**【説明者】**

まちとしては、江戸時代からのまちです。

鮫河橋という橋があって、そこに神社もあります。江戸時代からのまちです。

**【委員】**

建替えてよかったなという意見の人も多いのでしょうか。

**【説明者】**

一般的に申し上げれば、建替えることによって底地が大きくなります。それから、面している道路の幅が広がります。そうすると、建てられる建物の床面積が増えます。建替えをしたにもかかわらず、あまりお金を払わずに建替えが済むということになります。

さらに、建物の高さの制限は当然ありますけれども、新しい住民の方が入ってくるようなマンション形式になると、お金が入ってくるケースがある。底地をお持ちの方には、マンション収入が出てくる可能性もありますので、経済的に非常に有利な制度にはなっています。

**【委員】**

そうですね。道路に面した方にもお声かけしているのですよね。

**【説明者】**

はい。そうすることによって、単純に道路に面している方が、今のまま建替えたら、例えば、5,000万円でしたら5,000万円かかるのだけれども、裏と一緒になれば、まず経費が安くなって2,000万円ぐらいで済むこともある。そこで、底地を持っていらっしゃれば、新しい住民の方が入れば、その借家料が入りますということもご説明させていただいています。

**【委員】**

そうですね。わかりました。それをもっとPRしていけばいいと思うのだけれども。なかなか難しいですね。でも、よくこれだけまとまったと思っています。

**【部会長】**

共同建替えの事業費はどうなるのですか。

**【説明者】**

事業費について、一部補助をさせていただきました。

**【部会長】**

では、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

それでは、109番の事業につきましてご説明をお願いいたします。

**【説明者】**

109番「旧四谷第三小学校の活用」につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。この事業は、区有財産をいかに有効活用するかという施策です。第一次実行計画の中で、平成21年度に方針を決定しまして、22年度以降、方針を実施していく計画が立てられています。

区では、こうした区有財産である施設の適正管理、また有効活用を調査検討するために、施設活用検討会を設置しています。

旧四谷第三小学校につきましては、四谷地区施設活用検討分科会の中で、平成22年3月9日にその活用方針について決定しております。決定の内容としましては、四谷駅前の再開発の中で得られる区の権利床について、スポーツができる機能を整備するほか、文化国際交流拠点機能を誘致する。また、防災性を高めて、安全で快適なまちを目指すということで、防災に資する広場機能の整備、認証保育を誘致することが決められています。

また、この事業はあくまでも区有施設の有効活用という事業ですので、再開発事業が開始されるまでの間、自転車駐輪場や保育園の仮園舎として暫定的に、現在活用しているところです。

**【部会長】**

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして、ご質問ありましたらお願いいたします。

では私からよろしいですか。

指標ですけれども、指標1が「施設活用状況」という指標名になっておりまして、定義が「地域の需要にこたえるための方針検討」になっています。これはどういうふうに読めばいいのか、ご説明いただけるでしょうか。

**【説明者】**

施設検討会で方針決定をしていくということが、まず一つございます。

この「1」というのは、その方針を決定したかどうかというところで、「1」という形で入れています。22年度以降は、その方針を実施していくこととして、23年度まで「1」立てているというところですよ。

**【部会長】**

先程のお話ですと、方針決定が22年3月9日だから、21年度のぎりぎりで決まった。それでワンプoint入って、そのままそれを実施していくということで、その年度に目標を達成したら「1」を入れる、そういう読み方なのですか。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

手段の中に、「地域の声を聞きながら」ということもあったのですけれども、地域とは話し合いとか、意見交換とか、そういうものがあったのですか。

**【説明者】**

それに関しては、施設活用検討会の説明をさせていただきます。

施設活用検討会で、方針の案を決定していくわけですが、四谷第三小学校については、運動ができるということと、文化国際機能を備えたという方針の案を区の中で決定しています。

その後は、その案に基づいて、地域説明会などを催していきました。この四谷三小の場合は、三栄町の施設と一緒に、四谷地区の施設活用として、平成21年11月に2回、12月、そして年明けて1月に説明をしている状況です。全体の説明会の他に、三栄町の生涯学習館等の利用者ですとか、地域や利用者の説明会など、計10回程度説明会を開催し、質問をいただいたり、新宿区としての見解などをやりとりさせていただく中で、計画については、そのままいいというような反応が得られ、その方針案から方針を決定したということです。地域からも基本的な同意を得ながら行動しています。

**【委員】**

設計図はできていないのですか。

**【説明者】**

設計図は、これからです。

今、東京都の景観審議会で大きな枠組みを審議している途中です。その大きな枠組みが決定次第、詳細設計に入るという状況です。

他の施設ですと、例えば中学校が廃校になった場合など、そこをどのように活用するかを、新宿区の中で基本的に考えていくわけですが、この施設の場合は、再開発と絡んでいきますので、もっと別の大きな設計のもとに進めているところです。

**【部会長】**

この計画は、再開発と絡んでいるということですが、再開発についてのご説明がない

とイメージがわかりません。どういう規模なのかとか。小学校の規模は大体わかるのですが、  
も、どういう形のものなのか、イメージできるとすごくありがたいと思うのですが。

**【委員】**

この四谷第三小学校は、いつ廃校になったのですか。

**【説明者】**

平成18年です。

**【委員】**

そうすると、今まで随分時間がありますよね。この間、有効利用はしていると思うのですが、  
再開発については、全体像はあるのですか。

**【説明者】**

はい、あります。景観審議会の中で出されました。

**【委員】**

再開発の規模は、四谷第三小学校跡だけですか。全部含めて。

**【説明者】**

この事業としては、旧四谷第三小学校の跡地の活用ですが、全体としては駅前地区の  
再開発も絡みます。再開発についての資料につきましては、後で景観審議会の方に提出したも  
のと同じ資料を提出させていただくということによろしいですか。

**【部会長】**

はい、わかりました。お願いします。

そうしましたら、この事業の目標値の方針決定というのは、先程ご説明された、本施設を、  
自転車駐輪場や三栄町生涯学習館、保育園の仮園舎に利用するという方針で決まったというこ  
とですか。

**【説明者】**

もう少し正確に言いますと、施設活用の中では、運動ができるということと、文化国際交流  
機能を設けるということが方針として決まったということです。

ただし、再開発で、実際にそこが建て壊しになって、新しいものが建つまでには時間がかか  
りますので、その間は、今の施設を有効活用するために、例えば、保育園が建替えなければな  
らないときに、一たんそこに退避させて、仮庁舎的に使うとか、自転車の駐輪場にするなど、  
実際に建替えが行われるまでの間の活用もあわせて行っているということです。

**【部会長】**

暫定的というのは、そういう意味ですね。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

そうすると、再開発が開始されるまでの間、引き続き暫定的活用することが目標ですか。

**【説明者】**

そういう意味です。

**【委員】**

再開発はこの事業の内容とは直接関係ないということですか。

再開発はもしかすると20年、30年、行われないかもかもしれません。それでも、その間は、こういう形で暫定的に使うということですか。

**【説明者】**

基本的に再開発は行われる予定ですが、期間がありますので、その間も無駄にしないで使いますということです。

**【委員】**

その再開発が行われる期間は、いつごろを想定しているのですか。

**【説明者】**

区の景観審議会を通りまして、これから東京都の景観審議会に上げていくところです。

**【委員】**

新宿区だけでは再開発ができない。東京都や、いろいろな役所が関わってくるので、今のところは新宿区でできることをやっているという事業ですね。

**【説明者】**

新宿区は駅前のエリアの中に、旧四谷第三小学校の部分を持っています。その他に国の部分、住民の方が持っている部分があり、住民の方を中心に再開発組合をつくっています。そうした全体で再開発を進めていくことになります。

一方で、景観審議会を通していく必要があって、区の景観審議会でもいろいろご議論あったと聞いていますけれども、ご了解いただきました。今後は東京都の景観審議会にも通し、その後設計をしていくこととなりますが、実際に新しいものが建つまでには年月かかるわけです。

新宿区だけで再開発できるという事業ではありません。

**【委員】**

今の事業は、できる範囲の中で小学校を利用しているということですね。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

そうすると、再開発の組合が検討している有効利用とは違うわけですね。

**【説明者】**

違います。

**【委員】**

再開発が随分うたわれているので、再開発の目的のために、跡地を何とか利用するということがリンクしていると思ったのですけれども、全然違うのですね。

**【説明者】**

そうです。再開発が始まるまでの間は暫定活用しますが、区有施設の跡地を有効に利用する

というのがこの事業です。

【委員】

四谷第三小学校跡地のこの位置に文化施設を持ってこられるわけじゃないのですね。

【説明者】

再開発ができ上がったときには文化国際機能が誘致されていて、運動ができるスペースもあってという方針は決まっていますが、位置などは再開発が実際に始まってからになります。

【委員】

方針を評価するのではないですよ。

【事務局】

はい。

【部会長】

では、指標の定義の「地域需要に応えるための方針検討」というのは、文化国際交流拠点などを誘致するという方針が検討された、ということで読めばいいですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

「適切な目標設定」の欄では、都市マスタープランにも沿った目標であります。これも文化国際交流機能等の話ですか。「サービスの負担と担い手」の「地域の声を聞きながら」というのは、地域説明会をやっているということですね。

【説明者】

はい、そういうことです。

【部会長】

暫定利用の話が「効果的・効率的な視点」のところでありまして、達成度については、再開発事業が開始されるまでの暫定活用についても評価をしているということですね。

他によろしいでしょうか。ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

それでは、計画事業83「歌舞伎町地区のまちづくり推進」のご説明お願いいたします。

【説明者】

歌舞伎町対策につきましては、区で平成17年から進めている歌舞伎町ルネッサンスという事業と大変かかわりが深いので、歌舞伎町ルネッサンスについての資料を用意しました。こちらを中心にまず説明をさせていただきます。

歌舞伎町というまちは、戦後の荒廃したまちから、大衆文化の発信拠点として、コマ劇場や多くの映画館などを中心に、多くの来街者でにぎわうまちでした。これが、高度経済成長時代、またバブル期を経て、まちは風俗店の目立つ、あまりイメージのよくない繁華街へと変貌していったところ。これが、スタートの前段です。違法風俗店、不法滞在の外国人、不法設置

看板、放置自転車、ポイ捨てごみの散乱など、こういった荒廃したまちとなっていたのは、平成10年代からです。

平成13年9月1日、新宿4丁目ビル火災がありました。雑居ビルで、消防の指導の違反により44名の方が亡くなったという大変痛ましい事故です。

こうしたこともあって、歌舞伎町は、暗い、汚い、怖いというイメージをつくっております。

かなり多くの方が新宿イコール歌舞伎町というようなことを口にします。つまり、歌舞伎町のイメージが、暗い、汚い、怖いというマイナスイメージを持っている、新宿のイメージダウンに大きくつながっているということです。これは、ビジター産業で成り立っています新宿のまちのブランド力を大きく落とすものであるため、総合的な繁華街対策で、まちを大きく変える必要があるということがスタートです。

そもそもの起点はビル火災だったのですが、この間も新宿区は何もやっていなかったわけではなく、区、警察、消防、また地元の方々でのさまざまな取り組みを、この歌舞伎町の中でやっておりました。そして、それぞれがやっていたものを、連携によって、横串を刺して、総合的な対策をしていくことが、歌舞伎町ルネッサンスです。安全・安心、環境美化、地域活性化、まちづくり。この各分野から総合的な対策を進めていくことを、平成17年から始めております。

そして、17年1月27日に、国も東京都も入って対策を進めていく会議体として、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会が発足しました。これが歌舞伎町ルネッサンスのスタートです。

この歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の中で、官民連携による歌舞伎町最善の取り組みを進めていくために、「クリーン作戦」、「地域活性化」、「まちづくり」の3つのプロジェクトを立ち上げて、だれもが安心して楽しめるエンターテイメントシティ歌舞伎町をつくって。こういうことで事業が始まりました。

それぞれの事業の成果等が資料にあります。まずクリーン作戦プロジェクト。これは犯罪インフラの除去と環境美化です。先程申し上げました暗い、汚い、怖いという歌舞伎町のマイナスイメージを払拭するために、新宿区、地元の事業者、地元商店街、町会、警察、消防など関係行政機関が、それぞれの役割の中で、環境美化対策、安全対策を現在進めているところです。

例として、歌舞伎町クリーン作戦があります。これは水曜日、区役所を出発して、1時間程度、地元の方、事業者、ボランティアの方々と路上清掃をするものです。

また、警察と連携した不法設置看板の是正措置、客引き撲滅パトロール、こういったものもやっています。昨年は、取り締まりだけではなく、3.11を受けて繁華街の防災対策などにも取り組んでいるところです。

こうした取り組みの結果、区政モニターアンケートでは、17年のスタートのとき、歌舞伎町がきれいになったと思う人の割合が20.8%だったのが、23年度で約15%増えた34.9%になっています。また、歌舞伎町が安全になったと思うという割合も、ほぼ倍増しております。これは、17年度以降、過去最高値になっています。

次に地域活性化プロジェクト、新たな文化の創造と発信という取り組みがあります。繁華街の歌舞伎町で、にぎわいづくりとは何ぞやと思うかもしれませんが、これはもともと歌舞伎町



のできた経緯にある健全な大衆文化を、民間と区が連携して発信していく取り組みです。

学生とのアートイベント、シネシティ広場での若者のイベント、大久保公園での産直のイベント、最近は大久保などとも連携して、K-POPアイドルとの連携などもやっております。

こういった取り組みの結果、昨年は、アートイベントの割合が多かったのですけれども、計30万人以上の来場がありました。

来場した方から、「歌舞伎町は随分怖いイメージがあったけれども、随分変わった」という声を多くいただいております。

続きまして、まちづくりプロジェクト、こちらは社会資本整備が主な事業となっています。歌舞伎町のまちづくり誘導方針を策定して、健全で快適、そして魅力あふれるまちづくりをしていこうという方針を打ち出しております。

これまで、区立大久保公園の整備、1丁目と2丁目を分ける花道通りの整備、新宿駅前通りの整備などをやっています。

大久保公園は、あまり治安のいい施設ではなかったのですが、これをにぎわいの発信拠点にしようということで、平成22年に明るいカラーでアスファルトを塗装して、イベントなどでもできるような空間に整備しております。スポーツ施設も整備して、フットサル、バスケットボールなどで、毎日、順番待ちができるぐらい活用されています。

また、多目的広場も小さいお子さんを連れのお母さんが散歩に来たり、隣の久保病院に入院されている方が出てきて一息ついたりというような風景も見受けられます。

管理棟も設置していますので、ホームレスなどもすっかりいなくなり、ここを整備した結果、周辺にもきれいな良い環境ができてきたという地元の声もいただいているところです。

花道通りは、かつて黒塗りの外車などがよくとまっていて、非常にまちの雰囲気を壊していたのですが、歩道を拡幅して路側帯に違法駐車できないような仕組みにしております。これは国の補助金で、歩道の拡幅、違法駐車排除をやっています。

西武新宿駅前での整備などもやっております。これがまちづくりプロジェクトです。

こうした形で、歌舞伎町ルネッサンスでは、平成17年から現在まで、さまざまな取り組みをしております。

コマ劇場なども平成20年に閉館し、その後、どういう開発がされるのか、地元の方も非常に不安視していたところですが、このコマ劇場を所有している東宝も、このルネッサンス推進協議会の中に入っていて、新宿区のこういった取り組みを十分理解していただいていた。そこで、旧新宿コマ劇場跡地開発として、歌舞伎町のイメージアップを図る、にぎわいができるような、そういったビルの開発に踏み切っていただいたというところです。

これは、ルネッサンス推進協議会で働きかけをして、東宝に一定の理解をいただきまして、こういった施設が建つことになったというところです。

この他、さまざまな取り組みをしていますが、歌舞伎町ルネッサンスは、歌舞伎町だけではなく、大久保地区、また駅周辺などとも連携して、新宿の新しい活力、にぎわいづくりに取り組んでいるところです。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

それでは、私の方からよろしいですか。

最後にご説明がありました新宿コマ劇場の跡地開発の件ですが、先程のお話ですと、ルネッサンス推進協議会からの働きかけがあって、このような形になったということですが、どういう働きかけ、どういう要望をなされたのでしょうか。

**【説明者】**

ルネッサンス推進協議会の中でも、歌舞伎町の中心地であり、そこはもともと大衆文化の発信拠点であったわけですから、文化施設といえますか、健全な娯楽施設のようなものをつくってくださいということで、いろいろ議論されてきました。

東宝も会員として、十分理解できたということで、シネマコンプレックス、都内最大級と言われていますが、12スクリーン、約2,500席の映画館をつくるということになりました。

**【部会長】**

もう一つあるのですけれども、事業の指標1が放置自転車の台数になっていまして、指標2から指標4にかけてはアンケート調査の結果になっているのですけれども、これはどのようなアンケート調査でしょうか。

**【説明者】**

こちらは、毎年公聴担当課で実施しております区政モニターアンケートです。歌舞伎町ルネッサンスは、区長の重要施策の一つですので、毎年経年で、この区政モニターアンケートで歌舞伎町に対するイメージを調査しています。

これが具体的に最もわかりやすい指標ではないかということで、内部評価の指標にしています。歌舞伎町にいらっしゃる方にアンケートをとっても、皆さんいい評価しかしないので、区民の方々がどう感じておられるかを指標にしています。

**【部会長】**

対象は区民ですか。

**【説明者】**

そうです。モニターは区民の方です。

**【部会長】**

何人ぐらい抽出していらっしゃるのでしょうか。

**【説明者】**

毎年違いますけれども、23年度は987名のモニターがいて、866票の回答がありました。

**【委員】**

放置自転車に関して、達成率が70%というのは、どういうことでしょうか。

**【説明者】**

目標値は970台ですが、実際はそこまで減らせなかったということです。

ただし、この目標値は、第二次実行計画で見直しています。というのは、違法駐輪の対策はやればやるほど自転車の台数は増えるのです。このところ、1,300台でずっと推移しているのですが、歌舞伎町周辺の違法駐輪対策を徹底的にやった結果、逆に増えてしまった。そのため、指標をもう一回見直したほうがいいのではないかと第二次実行計画の中では考えています。

【委員】

違法ではない自転車もあるわけでしょう。それから放置という定義もよくわかりません。停めてすぐ放置自転車だと言われたり、時間的なものや場所的なものもあつたりするのだと思いますけれども。それから、有料の自転車駐輪場はあるのでしょうか。

【説明者】

自転車の置き場所ですけれども、歌舞伎町の周辺の比較的広いところ、靖国通りなどの歩道の部分を使って駐輪していただくことはやっています。

【委員】

有料ですか。

【説明者】

そこは無料だったと記憶しております。

白線で仕切っているのですけれども、道路も場所が限られていますので、先程も申し上げましたコマ劇場の跡地、ああいったところに「300台用意してください」とか、新しく建替をするときに「駐輪場を設置してもらえませんか」というような働きかけも併せてしています。

【委員】

違法駐輪の対策をやるとどうして台数が増えるのか、よくわかりませんけれども。

【説明者】

この指標の数値は、違法駐輪をカウントしてきたわけではなくて、違法駐輪として撤去した自転車の台数です。ですから、取り締まりをやればやるほど増えるという意味です。

【委員】

これは、そういうことですか。

でも、自転車を利用している人は、自転車しかないっていう場合があるのですよね。ですから、自転車をもうちよっとやさしく見守っていただけるといいのですけれども。自転車を利用する人は、そう願っていますよね。

ただし、利用の仕方が悪いのか、あるいは、きちんとした駐車の仕方ができないのか。

【説明者】

これは次の計画の話になりますけれども、歌舞伎町の中で、駐輪場の整備なども第二次実行計画の中でしていますので、委員がおっしゃったようなこともご意見として受けとめまして、対応させていただきます。

【委員】

お店に来る人が多いので、お店にも協力していただいくとか。例えば、駐輪場を設けてくれれば、建ぺい率を上げますというようなことで、うまい方法で自転車を取り込むことができ

ば、違法駐車を取り締まると同じような効果が上がると思うのですけれども。

世界一楽しい自転車が見られるまちとして、やってもらいたいですね。

【部会長】

いずれにしろ、これ指標1は、見直しをしていただけるということですね。

【説明者】

第二次実行計画の中で変更させていただきます。

【部会長】

先程の指標のアンケート結果の目標水準の根拠は、どこから持ってきたのですか。

【説明者】

歌舞伎町ルネッサンスの場合は、平成17年からずっとアンケートを取っていきまして、平成17年のスタートのときから、1%ずつ上げていく数字を設定しています。

指標4につきましては、途中から入ってきた指標です。20年度と21年度の間が0.9ポイント上昇でしたから、これだけが0.9ポイントずつ上げるとしています。

【委員】

本当に、昔に比べれば、すごく歌舞伎町そのものがきれいになったので、まだ途中かなと思いますけれども、頑張ってください。

【部会長】

では、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

それでは、62番「交通のバリアフリーの整備推進」のご説明をお願いいたします。

【説明者】

新宿区では、交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー推進委員会を立ち上げまして、平成17年4月に交通バリアフリー基本構想を策定しました。

その中で、新宿駅周辺地区と高田馬場駅周辺地区を重点整備地区に指定しました。また、それぞれの地区におきまして、鉄道、バス等の交通事業者や道路管理者等が実施する事業として、特定事業計画を定めて、先程の推進委員会の下部組織である推進部会等を通じて、事業の進捗状況の確認や評価を行っているところです。

区では、この特定事業計画等に基づき、道路のバリアフリー化整備を計画的に進めるとともに、鉄道駅のエレベーター設置助成等を行い、バリアフリー化を推進しています。平成18年に施行されたバリアフリー新法への対応については、今後の課題として認識しています。

これまで実施した内容は、第一次実行計画期間の前になりますが、鉄道駅のエレベーターでは、平成18年度にJR信濃町駅でエレベーターを設置しています。

第一次実行計画の期間になりますと、平成20年度に西武新宿線の下落合駅でエレベーターの設置を2基、平成21年度にJR大久保駅で1基を設置しています。

また、内部評価シートの中には記載しておりませんが、ホームから人が転落するのを防ぐた

めに、ホームの端につけているホーム柵の設置助成、新宿駅で、京王線で平成23年度から25年度、小田急線で平成23年度と24年度、こちらへの補助も行っております。

続いて道路の方についてご説明させていただきます。

交通バリアフリーの基本構想、特定事業計画の中で、道路についても、改修の事業を計画しております。主には、道路の段差の解消、勾配の緩和、それから、点字ブロック設置、こういったものを新宿駅、高田馬場駅周辺で実施しています。

今回の事業の評価シートの中においては、高田馬場周辺の6路線整備について、22年度までに実施しているところです。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

**【委員】**

駅構内の点字ブロックについてお伺いしたいのですが、設置するに当たって、実際利用する障害者の方と協議とか、意見を聞くというような機会はあるのですか。

**【説明者】**

先程の推進委員会ですとか、一方でユニバーサルデザインのほうも、いろんな会議も立ち上げていますので、そういう中で障害者の団体の方との打ち合わせもしております。

そういうところで要望をいただければ、鉄道事業者とも協議したいと思いますし、一般的な例でしたら、鉄道事業者にも再検証も含めてお願いするという場はいくつかございます。

**【委員】**

指標2の道路のバリアフリー化で、第一次実行計画期間で6路線というのは、どういうふうに設定しているのですか。

**【説明者】**

主に駅周辺の公共施設に通じる路線が、特定事業計画の中に指定されております。幹線道路、高田馬場でいいますと、都道で早稲田通り、区道ですと駅からロータリーに出て東側のところに南北に通っている補助72号線と言われている道路、こういった路線と先程の公共施設などに通じる路線を設定しております。

具体的には、リサイクル活動センターとか、そういった公共施設に結ぶ路線と幹線道路、というような形で設定しております。

**【委員】**

どのぐらいの延長でやっているのですか。

**【説明者】**

長い路線ですと、1路線で450mという延長の路線もありますし、短い路線ですと30mとか、駅からの部分ですけれども、そういった設定をしております。

**【委員】**

高田馬場を選ばれた理由は、

**【説明者】**

高田馬場周辺が選ばれた理由は、障害者施設などが多いという部分があるので、新宿区内の管内でもターミナル駅ということも含めて選ばれていると考えます。

**【部会長】**

重点地区が、新宿駅周辺と高田馬場になっているのですけれども、新宿駅の方も終わっているのか、それともまたやるのでしょうか。その辺を教えてください。

**【説明者】**

新宿駅につきましては、ほぼ終わっています。ただし、西口のプラザ通りの路線が、他の事業との兼ね合いもあり、今年度工事をする路線として残っています。

**【委員】**

重点整備地区以外の鉄道駅は、具体的にはどこかあるのですか。

**【説明者】**

今月末に例えば、四谷3丁目の駅の四谷方面のエレベーターが整備され、その他の駅でも随時住民の方からもいろんなご要望もありますし、それを鉄道事業者にお願ひし、場所がないなど問題点があれば、例えばこういう方法はどうかというような相談をしながら、他の駅も含めて全駅がバリアフリー化されるよう、推進しているところです。

なお、先程の、指標に載っている下落合と大久保駅のエレベーター設置については、この2カ所は重点地区内ではありませんが、区で補助金を出して助成をしているものです。

**【部会長】**

エレベーター設置は、基本的に鉄道事業者ですよ。下落合、大久保については、区から助成が出たということですが、その他の部分、どういう方針でやっていらっしゃるのでしょうか。基本的にはお願ひしつつ、助成金によって設置をしてもらうことになるのでしょうか。

**【説明者】**

はい、お願ひしてしまして、基本的に設置する際に、財政的な面もありますので、東京都の補助制度も活用しながら、鉄道事業者に補助金を執行しております。

**【部会長】**

都と区から補助が出ていますね。わかりました。

それから「手段」に特定事業計画とあるのですけれども、これはどういう内容でしょうか。

**【説明者】**

これは、新宿駅と高田馬場でどういうものを具体的にやっていくかを地区ごとに定めている実施計画みたいなものです。

**【委員】**

区としてのバリアフリーの定義としては、車いすは、人に見立てているのですか、自転車ですか。それとも車いすという単体で見えていますか。

**【説明者】**

歩行者という視点です。

**【委員】**

花園小学校の校庭の南側は、公園になっていますよね。その南側に新しく道路と歩道をつくっていますが、歩道に入る所に杭が打ってあって、多分、車いすは入れないと思います。

車いすを歩行者とみなしているならば、車いすも入れなければならないと思いますけれども。

**【説明者】**

自転車が入ってしまうということとの兼ね合いもあります。

結構昔に、自動二輪の大型や自転車が入っていたため、地域の方の集まりの中で検討した結果、ご指摘のような形をつくっていった経緯があります。車いすの方が通れると、今度オートバイなどが入ってしまうので、その辺は、今後の検討課題です。

**【委員】**

広い歩道がありながら、車いすがそこに入れられないという実態があるので、オートバイとの兼ね合いもあるでしょうけれども、よろしくをお願いします。

**【委員】**

高田馬場には点字図書館があるのですが、あの辺は、本当に人通りが多くて、とても障害のある方が歩くのには不適切です。もちろん点字ブロックもたくさん敷いてあるのは知っているのですが、普通の方が歩いて駅からたどり着くのも大変です。点字図書館の前の道も、車が通れるようになってはいますが、例えば、そこも通行止めにしてしまおうとか、点字図書館があることも知らない方が多いので、そういうことをもっと周知したら、周りの方が歩き方を変えてくださるのではないのでしょうか。

**【部会長】**

ありがとうございます。ちょうど次が、高田馬場の周辺整備推進の事業ですので、こちらの方に移らせていただいて、よろしいでしょうか。

それでは、64番「高田馬場駅周辺の整備推進」につきまして、ご説明をお願いいたします。

**【説明者】**

高田馬場駅は、区内でも有数の主要なターミナル駅で、かつ、周辺に福祉施設が集積しております。こういう高田馬場駅におきまして、将来の駅周辺整備方針を策定した上で、段階的な整備を行っていくというものです。

整備に当たって、平成18年からスタートした地元が主体でつくっている戸山口協議会で検討、意見調整を行うとともに、国やJRに対して働きかけもしています。

実施内容としては、駅から戸塚地域センターまでのアクセス道路の整備を平成21年度、整備方針の方は平成20年度に策定し、その中で、短期・中期・長期という改善策を示しています。短期の改善策では、駅の南側の方に戸山口がJRと西武の各々の下にあり、JRの方は平成21年度、西武の方が平成22年度に美装化しました。

中期的な改善策としては、東側の区道のバリアフリー化を考えています。

こちらにつきましては、大久保3丁目開発の公共貢献工事として実施する予定となっています。ただし、実施時期については未定です。

それから、当初の整備方針には入っていませんでしたが、JR高田馬場駅については、ホーム柵の設置が昨年度末から始まっています。25年度までに完成する予定です。

長期的な改善策ですが、抜本的な改善策として、駅の改良による自由通路、橋上駅、駅前広場の整備、戸山口の改札の改良等々、いろいろと大きな計画を考えつつあります。ただし、今の周辺の状況ではなかなか難しいです。こういう部分については、周辺の建物の建替え等、大規模な外的要因を注視しながら、地元と協力し関係機関へ働きかけていながら、長期的な改善策についても、できるだけ早く実施するように頑張っていきたいと考えています。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明につきまして、何かご質問ありましたらお願いいたします。

確認ですけれども、指標3は、先程ご説明のあった高田馬場駅整備方針の策定ですね。

周辺地区整備が進捗している話とダブっていることになります。

先程の計画事業62の指標2に道路のバリアフリー化のお話がありました。高田馬場駅周辺地区整備の進捗にもエレベーター整備があり、62番と64番の関係がよくわからないのです。

【説明者】

道路の整備という括りですと、道路のバリアフリー化と重なってきますが、アクセス道路の方は、このバリアフリー整備とは別ですので、路線としては別の路線になってきます。

【部会長】

64番の事業の指標3番は、整備方針に基づく駅舎の整備推進。これは、全くこの62番の事業とは重なってはいないということでしょうか。

【説明者】

重なっていないということです。

【部会長】

具体的に言うと、3番の指標に含まれる事業は、どういうものでしょうか。

【説明者】

高田馬場駅の広場が、駅の東側にありますが、そんなに使い勝手のいい広場ではないと考えています。広場の東側に72号線という道路がありますが、これもそのまま通り抜けもできない形態になっています。

最近若干減ってきましたが、以前はタクシー待ちの列が早稲田大学へ繋がる道路の方まで並んでいたりして、広場として機能的にどうなのかというような話があります。

そういう部分を根本的に改善するためには、今の空間だけでは難しいので、その周辺の建物の動向等を見ながら、少しエリアを拡大して、何かできないかどうか、今後計画していきたいと考えています。

【部会長】

指標3の目標値と実績ですけれども、ここに10とあります。これは計画策定の10%ぐらいを目標としているということでしょうか。



**【説明者】**

そうですね。こちらは、本当であれば、昔あった西武の地下急行線など、いろんな計画を活用して実施したいという過去からの思いはありますが、今まだ止まっているというところがありますので、10%という評価をしております。

これは行政で周辺の土地を買って整備するのはなかなか難しいところがあります。周りと連携して、長い視点の中でやっていくということです。

**【部会長】**

元々10%が目標であって、第二次実行計画では計画事業にはなっていないわけですね。

**【説明者】**

戸山口の協議会は、メンバー的には40、50名の地元の方が入り、そちらとも連携して、いろいろと話をさせていただいています。そういうところで、区も随時周りの動向を注視しながら、きっかけがあったときに動きますので、計画事業から経常事業に変更しています。

**【委員】**

駅から早稲田の方に行くときに、横断歩道の真ん中に安全地帯がありますよね。信号があって、お年寄りの方とか、お子さん連れだと1回で渡れないので、皆その真ん中で立ちどまっているのですよ。雨風のときもありますから、今度新しく整備するときは、あそこに建物をつくらせて、屋根をつくれればいいと思うのですけれども。

もう一つは、南の方から早稲田通りに出るとき、1回ロータリーに入って左へ行く。真っすぐ行くのも右折するのも同じ。あそこの車の流れを考えて整備していただけるといいと思っていますが、難しいですかね。

**【説明者】**

結構、過去からロータリー部の車の流れが課題になっています。区からの発案や、地元の方とか、警視庁がやってきてくれた場合もあるし、いろいろな方法で何回かチャレンジをしているのですが、全てうまくいく方法が見つからないのです。広場の改善も含め、うまくリンクしてできる方法はないか。私が記憶しているだけで、もう20年ぐらい前からの課題です。なかなかこれはという方法が見つからないのが辛いところですが、課題としては非常に認識しているところです。

交差点の近くにロータリーとか、広場があります。キャパシティの問題もありますけれども、そういう日常の条件があまりよくないということがありますので、うまく72号線、南北の通りを通りやすくしていきたいと考えています。

**【委員】**

そうですね。事故が起こらないのが不思議なくらいですね。

**【説明者】**

72号線もずっと南側の方、大久保そよかぜ橋から大久保通りまで開通いたしまして、大久保通りから南も鋭意やっています。それができたときには、南北の幹線になりますので、高田馬場のところが、特殊な形態になっていることは、区としても非常に課題と認識しています。

**【委員】**

何でわざわざ回らなければいけないのか、非常に不思議ですね。そのために混雑もしているときもあります。障害者の方はすごくわからないと思いますよ。

**【説明者】**

72号線の開通も、本当にそんなに遠くない将来にありますので、時期も見越しながら、何ができるかを、今、いろいろと検討しているところです。

**【委員】**

広場の改良のことをおっしゃっていますけれども、高田馬場駅周辺は、非常に殺伐として、ごちゃごちゃしているので、個人的にはロータリーのグリーンベルトはよかったと思っていますけれども、なくなってしまいました。あれは改良の目的のもとになくなったのですか。

**【説明者】**

一時、メトロの駅の拡張工事の時に、あの場所で作業をやろうということがありました。それ以前は確かに噴水や緑があったのですが、それを復旧するときに、どういう形にするか、地元と協議しました。その結果、広場的なスペースが欲しいという地元の強い要望を受けて、メトロが復旧工事でああいう形での整備をした経緯があります。

**【委員】**

ロータリーを広げるのは、周りの建物が建替えをする機会を捉えてということですが、ビルに全部取り囲まれていますよね。どのぐらいの年度の計画を考えてらっしゃるのですか。可能性があると考えてらっしゃるのですか。

**【説明者】**

想定しているところはあるのですけれども、要は先方の建替え計画が出たときにお話をするしかないと思われまので、なかなかその時期が読めないという部分は、一方であります。

鉄道系の会社が持っていたりするようなところは、比較的話しやすいと思われまので、そういうところの建替えの計画とうまくリンクさせて、例えば、立体的な利用だとか、いろんな提案をしてみたいと考えています。

**【委員】**

指標で21、22、23は空白が多く、事業費を見ても、22年度、23年度は5,000円と6,000円しかついていない。常勤職員が1人で、人件費が事業費より多い。そして経常事業化するということですが、経常事業になっても事業費は同じですか。

**【説明者】**

事業費の内容は事務費で、例えば消耗品などです。戸山口協議会という地元の方が40、50名いらっしゃる会議を少なくとも年1回、その下の幹事会等もう少し開催しますが、それらの会議を運営しています。例えば、駅のホーム柵工事が始まり、いつごろまで終わりますというような報告等もこの協議会で行っています。その事務経費を予算で計上し執行しています。

**【委員】**

常勤を1人、それだけ人件費がかかるという理解でいいのですか。

【説明者】

1人相当としての人件費を計上しました。いろいろな事業をやっている中で、何人かの担当がやっていますが、1人相当の仕事として人件費を算出しています。

【部会長】

ありがとうございました。

最後の1件になりますけれども、計画事業63番「新宿駅周辺地区の整備推進」につきましてご説明をお願いいたします。

【説明者】

こちらの事業は、新宿駅というターミナル駅の駅周辺の魅力を生かすということで、東西自由通路、新宿駅周辺及び東西駅前広場の整備、新宿通りのモール化、靖国通り地下通路延伸という枝に分かれます。

1つ目の東西自由通路ですが、J R 駅構内の現青梅地下通路を自由通路化します。幅員が約25mで、事業主体はJ R 東日本となります。平成24年度に工事を着手する予定です。今年の4月26日付で交付決定をJ R に対して行っておりまして、今、J R の内部の工事契約に向けた手続を行っているところです。それが完了次第、工事着手という運びになってまいります。

新宿区では、補助対象事業費について、3分の2を補助しております。区の負担分のうちの2分の1は国庫補助。国庫補助については社会資本整備交付金にて対応する予定です。

続きまして、新宿駅東西駅前広場です。こちらの広場につきましては、東西自由通路が整備されたときに、25mの東西自由通路ができて、その両サイドがボトルネックの状態になってしまいます。その東西自由通路の具現化、具体化に伴いまして、広場をどうしようかというようなところを、東京都と再整備に向けた検討を行っております。

これまで、交通量調査、上位計画との整理、課題の抽出、課題の解決に向けた方向性の検討を行っておりまして、今後、整備方針案を作成していく予定です。

続きまして、新宿通りのモール化です。まちのにぎわい、活性化を図り、歩きたくなるまちの実現に向けて、新宿駅東口から明治通りまでの新宿通りについて、車両の通行の制限を行って、歩行空間とするモール化を検討しております。

新宿通りにつきましては、都市マスタープランでも位置付けておりまして、どのような形でできるのか、モール化の実現に向けた取り組みを行っているところです。

検討に当たり、駅前広場の整備計画と連携して、地元の方の意向の調整や、警察との協議を、今後行っていきたいと考えております。

最後、靖国通りの地下通路延伸です。靖国通りの地下、サブナードですが、今は途中でとまっております。こちらから明治通りの副都心線の新宿3丁目のコンコースまでをつなぐ地下通路の整備に向けた調査を行っております。現状の調査ですとか、計画案の策定、都市計画案の素案の作成に向けて、計画を作成中です。

現在、まだ事業主体が明確になっておりませんので、現時点で、まだ都市計画の手続には至っていないという状況です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして、ご質問ありましたらお願いいたします。

**【委員】**

現在、東口と西口を結ぶ地下通路が一つありますけれども、東西自由通路って、どこにつくられるのですか。

**【説明者】**

東口であれば2カ所改札になっていますが、そのうち北側の、改札を入らないと通れない所を自由通路化して、切符がなくても、東から西、西から東へ行けるようにするという計画です。

**【委員】**

サブナードからメトロの方の地下通路に行けないのですよね。そこら辺はどうなのでしょう。

**【説明者】**

あちらについても、既に都市計画道路としては、西新宿の東京医大から新宿警察までが先日オープンになりました。それがそのまま青梅街道の下をずっと来て、ちょうど横断歩道橋があるところで二またに分かれて、サブナードの方につながるルートと、西口の方につながるルートと、それがもう都市計画決定をされております。

ただし、新宿警察からサブナードの方につながる、地下道の方は都市計画決定がされておりますが、東京都の施行で、まだ着手できていない状況です。

**【委員】**

サブナードまでつくる予定ですね。

**【説明者】**

はい。サブナードと大ガード西側からの東京都施工の地下道の中に、地下急行線に伴う通路部分が一部ございまして、それを西武が事業延期しました。結局そこができないとサブナードにつながらない。また、多分、東京都の財政的な話など、いろいろとあると思うのですが、都施工予定の地下道も、まだ新宿警察から東側が事業化に至っていません。

**【委員】**

地下道のことは、よくわかりませんが、サブナードの一番西側の所から新宿駅の東口の方に地下ができるといいですね。

**【説明者】**

そうですね。大ガードの下を通ってそのまま西口までつながる。副都心方面や東口広場へつながる都市計画の決定はあるのですが、なかなかそれが実現に至っていないというところです。

**【委員】**

東西駅前広場というのは、どのことを指しているのですか。

**【説明者】**

東口は、ルミネエストの前に、ピラミッドみたいな屋根がある広場があります。西口は、バスがたくさんとまっている、あそこ全体を指しています。

**【委員】**

すると東西駅前広場は一つではなく、東口駅前広場、西口駅前広場を指しているわけですね。

**【説明者】**

はい。2カ所を計画しています。

**【部会長】**

この事業の指標の2番目については何も書かれていませんけれども、これはどういうふうに解釈したらよいのでしょうか。

**【説明者】**

指標1の東西自由通路については、今年度着手できそうなので数値にできるのですが、その他の部分、駅前広場ですとか、靖国通りのサブナードの延伸ですとか、そういうところが、東京都と基礎調査や、打ち合わせを行っているような状況です。今の時点ではなかなか指標としてあらわすということができない状況ですので、ある程度次の段階で具現化してくれば、何らかの指標化を試みたいと考えています。

**【部会長】**

指標2は数値も何もないので、どうしたものかなと思っていたのですが、今のご説明を判断すればよろしいということになりますね。

**【説明者】**

東西自由通路は今年度着手します。ある程度区の財政負担も伴う中で、それだけで終わるのでは、駅の周辺整備としては成り立ちませんので、当然駅前広場ですとか、周辺基盤整備というのが必要不可欠になってきます。

東京都との話し合いなどは、非常に進んできております。東西自由通路は7年10カ月の工期を予定しております。今から考えると先になりますが、それが終わったとき、周辺の広場整備などがセットで終わる。品川ですとか、渋谷のヒカリエですとか、各駅、地域で頑張ってきています。新宿駅も負けないように頑張らないと、このままで安穩としていられない状況をひしひしと感じております。そういう中で一生懸命動いて進んできており、それがある程度具現化した段階で、数値化していきたいと考えています。

**【部会長】**

第二次実行計画でも、計画事業として継続ということですね。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

東西自由道路はいいと思うのですが、東西駅前広場というのは、「東西の」と入れないと理解できないのではないですか。東西駅前広場という名称はないのですよね。

**【説明者】**

そうですね。東・西の駅前広場など、そこは検討します。

**【委員】**

東京都とJRとの東西自由通路整備の負担割合は、どのぐらいでしたか。

【説明者】

3分の2を区が負担しまして、その2分の1です。ですから、3分の1をJR、3分の1を区、3分の1が国という、1対1対1の割合で3等分しているイメージです。

【部会長】

わかりました。他、いかがでしょうか。 よろしいですか。

それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。

<閉会>